

令和7年度大分県データヘルス推進事業（NDB データ等の分析による地域差見える化）（仮）
に係る企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 令和7年度大分県データヘルス推進事業（NDB データ等の分析による地域差見える化）（仮）
- (2) 目 的 大分県の医療費は、平成20年の3,923億円から4年度は4,916億円と14年間で993億円(1.2倍)増加し、一人当たり医療費(444千円)は全国6番目の高さであるまた、医療費の約3割は糖尿病性腎症などの生活習慣病が占め、一人ひとりのライフステージを通じた生活習慣病の発症及び重症化予防による健康寿命延伸と医療費適正化の推進が喫緊の課題となっている。
第2期データヘルス計画（H30～R5）における取り組み課題として、生活習慣病の治療放置や治療中断者、重症化リスクが高い対象者への医療機関と連携した個別支援の徹底等が挙げられているが、40～50歳代の特定健診受診率の低さ、新型コロナウイルス感染拡大による受診控え等の影響により低下した受診率が戻りきっていない現状がある。
これらの取組課題をふまえた第3期データヘルス計画（R6～R11）において、保健事業の標準化の取組推進が必要であり、また、これまでのデータ分析から、国保加入時に糖尿病性腎症などの生活習慣病が悪化している状況や治療放置の割合が高いなど保険者共通の課題に対して、更にデータヘルスを推進し、関係者が県全体の課題として認識し、各保険者での取組、連携を強化する必要がある。
本事業は、被用者保険を含むNDBデータの活用をすることで国保の健康課題を把握すること、また、データ分析結果に基づく健康課題を解決するための、第3期データヘルス計画に基づく各市町村の効果的・効率的な保健事業施策化、運営に資することを目的とする。
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (5) 限 度 額 23,100,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2 参加資格等

企画提案競技への参加は、法人又は法人以外の団体とし、次の全ての要件を満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
- (2) 県から要請があった場合に、2日以内に担当者等を派遣することが可能な者であること。
- (3) これまで同種業務の実績があり、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者又は大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年6月15日大分県告示第556号）に登録している者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

(6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員が役員となっている事業者

④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記(4)～(7)を満たしていること。

3 参加申込書の提出

企画提案競技への参加を希望する者は、「**企画提案競技参加申込書**」（別紙様式1）をEメールにて**令和7年8月1日（金）17時**までに提出すること。

また、提出後に電話にてEメールの到着を確認すること。

参加申込書提出先：a12240@pref.oita.lg.jp

電話連絡先：097-506-2778（県民健康増進課 健康寿命延伸班）

4 説明会

実施しない。

5 質問の受付及び回答

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、「**質疑書**」（別紙様式6）により、**令和7年7月25日（金）17時**までにEメールにて照会してください。

①質疑書提出先：a12240@pref.oita.lg.jp

質問に対する回答は、随時、以下の県庁ホームページに掲載します。

②回答掲載ページURL

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12240/kenminkenko-datahealth2025.html>

なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなします。

6 提案審査への応募

(1) 提出書類

企画提案競技に参加する者は、次の全ての書類を提出すること。

書 類	内 容
① 企画提案書 (別紙様式2)	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。
② 企画書 (様式自由)	令和7年度大分県データヘルス推進事業(NDB データ等の分析による地域差見える化)(仮)委託業務に関する仕様書により、本業務の目的を踏まえた企画書を添付すること。
③ 提案者概要書 (別紙様式3)	名称、所在地、類似事業等の事業実績等を記載すること。
④ 業務工程表 (様式自由)	本業務に係るスケジュールを記載すること。
⑤ 業務実施体制表 (様式自由)	本業務に関わる者の所属、氏名等を一覧表にして添付し、県との打合せ等に出席する専任の担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、本体制表に協力してもらう業務内容ごとに当該企業の住所、名称等を併記すること。
⑥ 見積書 (様式自由)	業務の内容(項目)ごとにその単価、金額を記載すること。
⑦ 誓約書 (別紙様式4)	

(2) 提案書類提出に係る留意事項

- ・ A4サイズ。
- ・ 1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

(3) 提出期限

令和7年8月6日(水) 17時まで

(4) 提出方法及び提出先

提出方法：データ提出とする。

提出先：大分県福祉保健部県民健康増進課 健康寿命延伸班

Eメール：al2240@pref.oita.lg.jp

その他：参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届(様式5)」を提出すること。

7 審査方法及び審査基準、結果通知

(1) 審査の方法

令和7年度大分県データヘルス推進事業(NDB データ等の分析による地域差見える化)(仮)に係る委託業務審査会(以下、「審査会」という。)を開催する。日程等については、別途通知する。

(2) 審査基準

別添「審査基準」のとおりとする。

(3) 審査結果

審査結果は、参加申し込みのあった者全てに対して8月26日(火)頃通知する。なお、

審査の内容は公表しない。

(4) その他

最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。また、委託候補者との契約が成立しない場合は、次点の者を委託候補者とする。

8 実施要項等の入手方法

企画提案書等の提出に必要な様式については、大分県福祉保健部県民健康増進課のホームページからダウンロードして入手すること。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出等に要する経費は参加者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができない。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (5) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

10 問合わせ先

大分県福祉保健部 県民健康増進課健康寿命延伸班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2778

FAX 097-506-1730

Eメール a12240@pref.oita.lg.jp